

共同漁業権及び区画漁業権の免許すべき者の審査基準

蚕園第 30283—2 号

令和 5 年 4 月 6 日

群馬県農政部蚕糸園芸課

1 目的

この判断基準は、令和 5 年度における共同漁業権及び区画漁業権免許の切替えにあたり、漁業法（以下「法」という。）第 73 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、免許すべき者を決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

2 共同漁業権における審査基準

共同漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第 72 条第 2 項第 2 号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

3 区画漁業権における審査基準

(1) 団体漁業権の場合

団体漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第 72 条第 2 項第 2 号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

(2) 個別漁業権の場合

同一の漁業権において、複数の申請があった場合かつ法第 72 条第 2 項第 1 号に掲げる以外の場合においては、法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を免許すべき者とする。「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」か否かの判断にあたっては、次の（ア）～（ウ）に掲げるほか、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取り組みが計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業権免許申請書に添付の事業計画書により審査する。

(ア) 漁業生産の増大

- ・生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込める。

(イ) 漁業所得の向上

生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取り組みが検討されており、実現が可能であると見込めるか。

(ウ) 就業機会の確保

従事者の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われると見込めるか。